

こんにちは

作品はプロ級 清滝日光彫同好会



今月は、清滝公民館に「清滝日光彫同好会」の皆さんを訪ね、指導に当たっている加藤欣也さん(所野)や会員の皆さんに話を伺いました。

「こんにちは、作業中おじやまします。同好会ができたきっかけからお伺いします。」

加藤 昭和五十五年(1980年)に清滝公

民館が開いた市民講座から生まれた会ですから、もう八年続いているわけです。

「どうりで玄人はだしの立派な作品のわけですね。現在の会員数は何人ですか。」

加藤 十七人ほどで、月三回こうして集まって、お互いに技術の向上を目指しているわけです。

会員 彫りの技術を学ぶためではありますが、むしろ、仲間が集まって談笑することが楽しみなんですよ。

会員 それに、手を動かすということは、老化防止にもなりますしね。

「どんな作品を作っているのですか。」

加藤 盆はもちろん、手鏡やティッシュボックス、大きいものでは引出しや電話台など様々ですが、一つの作品に二・三か月かけて仕上げるものもあります。

「完成した作品はどうするのですか。」

会員 文化祭や会の展示会に出品したりしますが、ほとんどは身内や友人にプレゼント

してしまいます。

「それは、なによりの贈物で喜ばれるでしょうね。」

会員 会員の中には、自宅の床の間を改造して、自分の作品を展示している方もいるんですよ。

「加藤さんの机の上には、ずいぶんたくさんノミなどがありますか、全部で何本お持ちなんですか。」

加藤 家にあるのも含めると百本を超えますね。

「会員の皆さんも、たくさんお持ちなんですか。」

加藤 二十本ほどですかね。金額にすると、一万五千円くらいになります。

会員 ノミや切り出し、日光彫には欠かせないヒツカキなど、特殊な刃物ですから、研ぎ出すのがむずかしいんですよ。なんと切れる刃物でない、良い作品ができませんから。

「せっかくのところ、手を、止めてしまいましたか、地場産業でもある日光彫の振興のために、今後ともご精進ください。」

問

「十七歳のOLです。駅前で、セールスマンに「あなたの肌をペーハーで簡単に調べられる」と声をかけられ、喫茶店に連れていかれて、化粧品セット二十三方円の購入契約をしました。そのとき「未成年だと保証人がいるから二十歳にするように」と言われ、その通り年齢欄に二十歳と記入し、翌日信販会社からの確認の電話には「ハイ」と答えました。

「化粧品を使用したところ、肌がカサカサになり、量も多く、売り方にも問題がある」と思い父に相談しましたが、父が電話で解約を申し入れたところ「自分で二十歳と記入したし、量的にも過量とは思えないので解約には応じられない」と言われました。本当に解約できないのでしょうか。」

答

未成年者が父母などの親権者または後見人(法定代理人)の同意を得ないで購入した場合は「未成年者が法定代理人の同意を得ないで行った契約は原則として取り消すことができる」という民法第四条の規定により取り消すことができます。

くらしのミニ情報

未成年者の契約

ただし、同法第五条には、「法定代理人が、使用目的を定めて、または小遣い銭のように使用目的を定めないで処分した財産の処分等については、法定代理人の同意を必要としない」とありますが質問のケースは、小遣い銭の範囲を超えるので、法定代理人の同意が必要を取り引と考えられますから、契約の取り消しを面で業者に提出することと併せて、信販会社にも連絡するとよいでしょう。